

オフィシャルテニススクール規程

(目的)

第1条 生涯スポーツ・競技力向上を目的としたテニスの普及・育成・発展・定着に寄与し、本協会の権威と質の向上を目的とするテニススクール（以下、スクールという。）を展開する。

(条件)

第2条 本協会の会員が経営、運営、指導のいずれかに携わり、公認申請者が認定プロフェッショナルまたはインストラクターであり、次の条件を満たしている場合、「公益社団法人日本プロテニス協会オフィシャルテニススクール」を認定し、承認する。

- (1) 26歳以上、または、業界歴5年以上の会員であること
- (2) その会員が本協会の「安全管理講習会」の修了証を有していること、なお、通信教育における取得も認める
- (3) 申請者がJPTAスクール共済制度に加入しているか、あるいは、これに準ずる補償を有する保険に加入していること
- (4) 当該スクールが、申請の時より1年以内に公認の取り消し処分を受けていないこと
- (5) その他、特に理事会で承認されたもの

(名称使用)

第3条 認定されたスクールに「公益社団法人日本プロテニス協会オフィシャルテニススクール」の名称使用を認める。また、認定されたスクールの中で、第2条の(3)について、JPTAスクール共済制度に加入しているスクールに「公益社団法人日本プロテニス協会AAA（トリプルA）オフィシャルテニススクール」の名称使用を認める。なお、名称使用は第8条で定める期間とする。

(協力・努力)

第4条 本協会が行う行事等に積極的に参加する。また、保険においてJPTAスクール共済制度に加入する努力をする。

(申請)

第5条 本協会が定める申請書に必要事項を記入し、保険証書の写しを添えて1箇所ごとに申請する。

(申請者名)

第6条 申請者名は会員とスクール名、または会員とスクール運営母体名のいずれか2名とする。

(認定)

第7条 広報・企画推進事業部が随時審査の上全ての申請内容について確認し、理事会において承認する。承認後、公認証または更新公認証が必要な承認には直ちに

それを発行する。

(期間)

第8条 原則として公認期間は承認月の翌月1日からとし、次に訪れる3月31日までとする。

(公認料)

第9条 申請者は承認日から10日以内に公認料を支払う。一旦納入された公認料は払い戻ししない。支払条件は次のとおりとする。

(1) 支払方法 当法人が指定する銀行口座振り込み

(2) 金額	1 箇所目	1 年間	60,000 円	(消費税別)
	2 ヶ所目以降	1 年間	30,000 円	(消費税別)

ただし、(2)において1年未満の公認期間の場合は、月割りで期間に相当する金額とする。

(申請内容変更)

第10条 申請者の名義等、申請書及び添付書類のいずれかの箇所を変更する場合は、本協会が定める変更申請書に必要事項を記入し、速やかに申請する。広報・企画推進事業部が随時審査の上全ての申請内容について確認し、広報・企画推進事業部長が承認する。

(申請内容変更料)

第11条 変更が承認されてから、10日以内に支払うものとする。ただし、変更料は申請書及び添付書類の変更があった場合のみ発生する。

(1) 支払方法 当法人が指定する銀行口座振り込み

(2) 金額 1回 5,000 円 (消費税別)

(更新)

第12条 更新は2月末日までに本協会が定める更新申請書に必要事項を記入し、保険証書の写しを添えて申請する。広報・企画推進事業部が随時審査の上全ての申請内容について確認し、広報・企画推進事業部長が承認する。

(更新公認料)

第13条 申請者は3月31日までに更新公認料を支払う。一旦納入された更新公認料は払い戻ししない。支払条件は次のとおりとする。

(1) 支払方法 当法人が指定する銀行口座振り込み

(2) 金額	1 箇所目	1 年間	50,000 円	(消費税別)
	2 箇所目以降	1 年間	30,000 円	(消費税別)

(公認の取り消し等)

第14条 次の場合、情状に応じて、注意、公認の停止（1年以内）、または取り消しをすることができる。公認の停止または取り消しがあった場合、速やかに公認証を返却し関連する広告・広告物・申込書等の「公益社団法人日本プロテニス協会

オフィシャルテニススクール」の表示をはずさなければならない。

- (1) 本規程の条件を満たせなくなった
 - (2) 公認料、更新公認料、変更料の納入が期限内にされていない
 - (3) 申請書に虚偽の申告があった場合
 - (4) 協会の名誉を傷つけ、または協会の目的に反する行為があったとき
 - (5) その他理事会が不適と認めた場合
- 2 注意、公認の停止または取消の処分をする場合は、事前に当該オフィシャルスクールに弁明の機会を与えなければならない。

(認定終了)

第 15 条 認定終了は 2 月末までに本協会が定める認定終了申請書に必要事項を記入し、申請する。広報・企画推進事業部が随時申請内容について確認し、理事会において承認する。

(その他)

第 16 条 この規程に定めのない事項が生じた場合には、双方誠意を持って話し合う。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会において承認する

附 則

この規程は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

一部改定 平成 17 年 4 月 1 日

平成 23 年 6 月 20 日

平成 25 年 1 月 24 日

第 15 条(認定終了)新設し、既存の第 15 条以降を 1 条ずつ繰り下げ

第 10 条 2 文目追加、第 12 条 2 文目追加

第 12 条一部改定(更新書類提出期限を「1 月末日」から「2 月末日」へ改定)

第 13 条一部改定(更新公認料納入期限を「承認日から 10 日以内」から「3 月 31 日」へ改定)

平成 25 年 6 月 18 日 事業部変更

平成 29 年 11 月 8 日 第 2 条追記

令和 3 年 3 月 10 日

第 2 条第 4 項を追加、以下第 4 項以降を 1 項ずつ繰り下げ

第 14 条、1 行目追加

第 14 条 (4) を追加、以下 (4) 以降を 1 項ずつ繰り下げ

第 14 条 2 項を追加

